

虐待防止のための指針

山口赤十字訪問看護ステーション

制定日 2023年 4月

2023年 5月 25日改訂

虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為と認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次に該当するすべての行為をいう。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行をくわえること。または正当な理由なく、利用者の身体を拘束すること。
- (2) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、そのほか家族等による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、そのほか家族等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言・著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、そのほか家族に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
- (4) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって小野田赤十字老人保健施設 あんじゅと連携し、「高齢者虐待・身体抑制適正委員会」を設置する。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

小野田赤十字老人保健施設医師、事務課長、介護医療院・老健看護師長、介護医療院・老健看護係長、介護医療院・老健介護係長、介護医療院・老健リハビリテーション課担当者、介護医療院・老健栄養課担当者、介護医療院・老健介護支援専門員、老健支援専門員、小野田赤十字訪問看護ステーション担当者、小野田赤十字在宅介護支援センター担当者、山口赤十字訪問看護ステーション担当者をもって構成する。

・その他必要に応じて委員を指名する。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、3か月に1回定例会を開催する。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

(1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員の周知に関すること

(2) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

(3) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

(4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

(5) 虐待が発生した場合の対応に関すること

(6) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、小野田赤十字老人保健施設支援相談員が行い、当事業所担当者は看護職員がおこなう。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施する。

① 定期的な研修の実施（年2回以上）

② そのほか必要な教育・研修の実施

③ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する事とする。相談窓口は、3⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるように努める。

③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴であることを認識し、職員は日

頃から虐待の早期発見にと努めるとともに、高齢者が薬袋防止委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるように促す。

- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- ③対応の結果は相談者にも報告する。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにする。

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

付則

この指針は令和5年4月1日から施行する。

令和5年5月25日改訂する